

バプテスト北九州地方連合壮年会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、「バプテスト北九州地方連合壮年会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会計役員の所属教会に置く。

福岡県北九州市若松区栄盛川町9-1

若松バプテスト教会

(構成)

第3条 本会は、バプテスト北九州地方連合に加盟する教会及びその伝道所（以下「教会」と略称する。）の壮年会、またはこれに類する集まり（以下「壮年会等」と略称する。）とする。

(目的)

第4条 本会は、各教会の壮年会等が相互の啓発をはかり、交流親睦を深めると共に伝道活動を積極的に協力しあうことを目的とする。

(活動及び事業)

第5条 本会は、第4条の目的達成のため次の活動及び事業を行う。

- (1) 各教会の壮年会等を対象とする研修会、講演会等の開催。
- (2) 各教会の壮年会等による協力伝道活動の推進。
- (3) 各教会の壮年会等及び全国壮年会連合等の諸活動の情報交換及び相互協力活動の奨励。
- (4) 伝道者養成に関わる事業として「日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度」（省略「奨学金制度」）に基づく、伝道者養成のための神学校献金活動等。
- (5) 神学校等、伝道者養成のための活動
- (6) その他本会の目的に適合した活動。

第二章 総会

(総会)

第6条 本会は、第5条に定める活動を具体的に計画・実施するために総会をおく。

2. 会長は、毎年1回4月に定期総会を招集する。
3. 会長が必要と認めたとき及び役員の過半数以上から要求されたとき、または加盟教会壮年会等の3分の1の要求があった場合は、臨時総会を招集する。

(総会役員)

第7条 総会は、議長団（議長、副議長、書記）を選出する。

(総会の定足数)

第8条 加盟している各教会の壮年会等は、代議員として2名以内を総会に送り、総会は加盟教会の過半数の出席及び委任状をもって成立する。

(権限)

第9条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 活動報告
- (2) 活動方針
- (3) 役員を選任
- (4) 決算及び予算の審議
- (5) 規約の改正
- (6) その他

(議決)

第10条 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決定する。ただし、前条第(5)項の議決は、出席代議員の3分の2以上をもって決する。

第三章 役員会

(役員及び会計監査)

第11条 本会は、総会で決定した諸活動計画及び事業計画を遂行するため次の役員と会計監査を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
 - (会計監査) 2名
2. 役員は総会において選出する。
 3. 各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し最長連続2期4年とする。
 4. 役員に欠員を生じたとき、または6ヶ月以上事故あるときは、役員会においてその代務者を選任する。
 5. 各役員の職務分掌は別に定める。

(役員会)

第12条 前条第1項1号～4号の役員は、協力して次の業務を遂行するため、役員会を組織するものとする。

- (1) 本会の活動計画を策定し、それに伴う予算案を編成して、これを総会に提案する業務。
 - (2) 総会で決定した活動計画を推進し、予算を執行する業務。
 - (3) 推進した活動、事業と予算執行結果（決算）を総会に報告する義務。
 - (4) 総会が役員会に付託した業務。
 - (5) その他役員会が本会の目的遂行のため必要と認めた業務。
2. 役員会は、会長がこれを招集する。役員の数以上から要求された場合には、役員会を招集する。

第4章 会計

(会費・献金)

第13条 本会の活動及び運営に要する費用は、次の財資によりこれを支弁する。

- (1) 加盟教会の壮年会等の会費。
- (2) 加盟教会の壮年会等の特別献金。
- (3) 本会の活動に賛同する個人及び団体の献金。
- (4) 北九州連合よりの活動費。
- (5) その他

2. 第11条第1項で選出された会計監査は、定期総会において監査報告をする。

(会費)

第14条 会費は加盟教会の壮年1人、年間1,000円とする。

2. 前項の人数は、加盟教会の壮年会等の組織の有無に関わらず、登録会員の壮年人数とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第5章 付則

(設立年月日)

第16条 本会の設立 2011年 4月 2日

(発効)

第17条 この規約は、2011年11月5日から発効する。